

岡山県産業廃棄物協会における協定に基づく災害廃棄物処理業務の概要

1 過去の対応

平成10年10月	台風10号水害（吉井町、津山市） 二次仮置場での中間処理、運搬、処分
平成16年08月	台風16号、23号高潮災害（倉敷市、玉野市） 一次仮置場から二次仮置場への運搬、二次仮置場での中間処理
平成17年07月	岡山県と「緊急時の災害廃棄物処理の協力に関する協定」締結
平成17年12月	協会会員で組織する「岡山県産業廃棄物処理業協同組合」設立
平成21年09月	台風9号水害（美作市）※組合対応 二次仮置場での中間処理、運搬、処分

2 平成30年7月、西日本豪雨災害における対応

倉敷市、総社市、矢掛町、井原市及び笠岡市の5市町から協定に基づく要請があり、7月12日から11月29日まで災害廃棄物処理業務を実施した。

委託契約	16本
受託総額	1,035,418,487円（消費税込）

(1) 倉敷市真備町における収集運搬業務

実施期間	平成30年7月12日～7月24日（岡山県発注） 平成30年7月25日～10月20日（倉敷市発注）
業務概要	道路、空き地、集積所から一次仮置場への運搬 一次仮置場から二次仮置場への運搬 井原線高架下の重機による積込（8月1日～8月20日）
資機材等	4t～10t箱ダンプ等（延3,228日） 4t～10tヒアブ（延182日） 積込重機 0.25～0.7バックホウ8台（延95日） 現場管理者1名（延100日）、重機世話人1名（延15日） 交通誘導員1名（延22日）
受託額	307,246,500円 (内訳) 岡山県 22,405,680円 倉敷市 284,840,820円

(2) 総社市一次仮置場からの運搬業務

実施期間	平成30年7月30日～8月4日（総社西公園仮置場）
業務概要	一次仮置場の災害廃棄物を二次仮置場、総社市下倉処分場、吉備路クリーンセンター、金属回収業者へ運搬

資機材等 10 t 箱ダンプ等 17 台 (延 49.5 日)、ヒアブ 1 台 (延 4 日)
積込重機 4 台 (延 19 日)、現場管理者 1 名 (延 6 日)

受託額 6,573,312 円

(2 回目)

実施期間 平成 30 年 10 月 2 日～10 月 29 日 (下倉処分場仮置場)

業務概要 一次仮置場の災害廃棄物を二次仮置場、金属回収業者に運搬

資機材等 10 t 箱ダンプ 10 台 (延 221 日)、ヒアブ 1 台 (延 0.5 日)

積込重機 3 台 (延 67 日)、交通誘導員 3 名 (延 69 日)

現場管理者 3 名 (延 70 日)

受託額 30,287,520 円

(3) 二次仮置場 (岡山県環境保全事業団水島処分場) の管理運營業務

実施期間 平成 30 年 7 月 12 日～8 月 28 日 (倉敷市・総社市・矢掛町発注)

平成 30 年 8 月 29 日～11 月 29 日 (岡山県・矢掛町発注)

業務概要 仮置場 11ha (第 1 仮置場 1ha、第 2 仮置場 4ha、第 3 仮置場 6ha) の
整備及び災害廃棄物の受入管理 (計量なし、受入管理票使用)

資機材等 重機 2～7 台 (延 708.5 日)、現場管理者 2 名 (延 217 日)

事務員 2～3 名 (延 158 日)、警備員 4～6 名 (延 478.5 日)

10 t 箱ダンプ 1 台 (延 7.5 日)、作業員数名 (延 21 日)

作業車 (リース) 1 台、散水車 (リース) 1 台

搬入車両 延 15,813 台 (倉敷市 15,142 台、総社市 531 台、矢掛町 140 台)

受託額 150,665,133 円

(内訳) 倉敷市 46,477,660 円 (8 月 28 日以前)

総社市 2,992,210 円 (8 月 28 日以前)

矢掛町 2,572,439 円 (8 月 28 日以前)

岡山県 95,886,366 円 (8 月 29 日以降)

矢掛町 2,023,658 円 (8 月 29 日以降)

矢掛町 712,800 円 (二次仮置場からの運搬業務)

(4) 一次仮置場 (フラワーフィールド) の運営管理業務、処分委託業務

実施期間 平成 30 年 8 月 16 日～8 月 28 日 (倉敷市発注)

平成 30 年 8 月 29 日～11 月 28 日 (岡山県発注)

業務概要 一次仮置場の整備、解体廃棄物の受入管理 (計量あり)

一次仮置場からの持出处分

一次仮置場から二次仮置場への運搬 (混合物)

資機材等 重機 8～14 台 (延 868 日)、作業員 2～3 名 (延 153 日)

現場管理者 1 名 (延 96 日)、事務員 3～4 名 (延 274 日)

警備員 1～2 名 (延 107 日)

作業車 (リース) 1 台、散水車 (リース) 1 台

受入量 解体廃棄物 約 45,000 t

処分量	木くず	6,618 t (処分先 11 社、10 t 箱ダンプ延 1,049 台)
	コンクリートがら	12,073 t (処分先 7 社、10 t 平ダンプ延 1,606 台)
	色物がれき	8,773 t (処分先 6 社、10 t 平ダンプ延 1,140 台)
	埋立物	1,488 t (岡山県環境保全事業団、10 t ダンプ延 52 日)
運搬量	混合物	(二次仮置場、10 t ダンプ延 49.5 日)
受託額	528,345,097 円	
	(内訳) 倉敷市	17,232,289 円
	岡山県	105,485,307 円
	岡山県	405,627,501 円 (持出处分及び運搬業務)

(5) 笠岡市一次仮置場における中間処理業務

実施期間	平成 30 年 8 月 24 日～9 月 20 日 (里庄清掃工場仮置場)
業務概要	一次仮置場における畳の前破砕及び焼却施設投入口までの運搬
資機材等	バックホウ カッター2 台 (延 33 日)、つかみ 1 台 (延 16 日) ダンプ 1 台 (延 16 日)
処理量	111 t
受託額	3,474,900 円

(6) 笠岡市一次仮置場における選別、運搬、処分業務

実施期間	平成 30 年 9 月 12 日～10 月 22 日 (粗飼料供給基地仮置場)
業務概要	仮置場での選別、市指定処分先までの運搬、中間処理及び最終処分
資機材等	バックホウ 1 台 (延 13.5 日)、ヒアブ 2 台 (延 17.5 日) ダンプ 1 台 (延 5 日)、パッカー 1 台 (延 10 日)、作業員 (延 32.5 日)
処理量	選別・運搬 123 t、中間処理 26.45 t、埋立処分 20.54 t
受託額	5,359,441 円

(7) 井原市一次仮置場からの運搬、焼却前切断業務

実施期間	平成 30 年 9 月 11 日～9 月 26 日 (炭焼公園仮置場)
業務概要	一次仮置場 (炭焼公園仮置場) から焼却施設までの反物の運搬 焼却施設 (井原クリーンセンター) における前切断、緊縛
資機材等	バックホウ カッター 1 台 (延 9 日)、つかみ 1 台 (延 12 日) 10 t ダンプ 1 台 (延 44 日)、作業員 (延 25 日)
処理量	150 t
受託額	3,466,584 円

3. 西日本豪雨災害における反省点

過去の災害対応では仮置場以降の処理要請が中心で、協会で処理方針を立て計画的に実施する体制を準備できたが、西日本豪雨災害では災害の規模も甚大で広域にわたり、ボランティアの支援等により被災家屋からのゴミの持ち出し作業も早期に始まり、予想を超える量の廃棄物が短期間に排出され、十分な準備ができなかった。

また、大規模災害を踏まえた廃棄物処理法改正後はじめての対応で、協会が受託者となり会員の協力を得て業務を実施した。

(1) 苦労した点

- ①過去の経験から仮置場以降の処理も含めた対応を予定していたが、倉敷市からの初動要請は「仮置場や処分先、重機は市で確保している。被災地のゴミの撤去に可能な限りの車両を提供してほしい。作業場所は現地で市が指示する。」であった。被災地には、自衛隊、地元建設業団体、県外の協力団体の車両や重機、また住民の車両がひしめき合い、道路は大渋滞で、積込場所や積下場所でも1時間以上の時間待ちが発生していた。(動ける台数、効率性の問題)
- ②倉敷市から急な車種限定、増車、減車等の要請が多く、会員への周知や配車調整に苦慮した。特に単価が決まる前の増車、ピークを過ぎた後の減車調整には大変苦慮した。(計画性の問題)
- ③仮置場についても急な設置要請、受入時間の変更要請があり、調整に苦慮した。
- ④業務を優先し契約は事後となったため、外注業者や参加会員への支払いに苦慮した。協会の運転資金として銀行から1億円を借り入れ対応した。(お金の問題)
- ⑤収集運搬業務では現地事務所がないため、協会事務局が行政からの要請窓口、配車調整、協会内外の連絡調整、契約・実績請求・支払事務等の災害業務に係る事務を行った。通常業務の延期や中止等支障を生じた。(事務局の問題)
- ⑥仮置場管理業務は、受入管理の途中で災害協定に基づく緊急随契期間(概ね3か月)が到来し、中間処理以降の処理は入札となった。協会は災協定に基づく業務以外の入札業務は行わないため、協会員5社を中心とした共同企業体で入札に参加・受注し災害廃棄物処理業務を引き継いだ。(実施期間の問題)

(2) 問題点と課題

- ①大規模災害では、自治体は被災地からの災害廃棄物の撤去作業が最優先となる。区域を分け運営を任される撤去作業では、協会のノウハウを活かした対応ができるが、初動の混乱期における車両提供では自治体の要請に応える対応がすべてとなる。協会は、現地調査を行い、必要な車両の選定、飛散防止の指示、集合場所の確保、現場の受付、参加車両への指示確認など、廃棄物処理のプロとして他の模範となる体制を構築し実施していく必要がある。
- ②迅速な初動対応を行うには、事前に行政機関と要請業務の内容、業務単価等を協議確認しておく必要がある。業界としての標準単価があれば協議しやすい。
- ③体制づくりにおいては、業務ごとの世話役の確保、連絡網の整備が重要である。また、事務局体制の確保も忘れてはならない。
- ④会員の資機材調査を行い、会員の被災状況を踏まえた体制作りが必要である。
- ⑤協定に基づく緊急随契期間終了後の入札業務に対し、地元業界とし参加できる体制を研究する必要がある。
- ⑥リサイクル処理のためには、県外処分先も視野に入れて考えなければならない。
- ⑦自治体との協定に基づく災害業務と、広域連携の関わりについて整理が必要である。

4. 連合会災害廃棄物委員会で検討していただきたい事項

(1) 広域体制のあり方について

現行の連合会手引きでは、行政間の要請のもとに周辺協会が対応する体制となっているが、災害の大規模化・広域化の現状、再委託可能となった法改正を踏まえ、見直すのか否かを検討されたい。

- ・周辺協会が被災地元協会の再受託者となり災害業務を実施する体制とするのか。
- ・その調整役は連合会の役割とするのか。
- ・地域協議会の役割はどうか。
- ・或いは、大規模災害発生時には、被災自治体と地元協会との災害協定にかかわらず産業廃棄物業界として国からの支援要請に応じ、連合会が主体となり各都道府県協会の協力を得て実施する体制とするのか。

(2) 広域体制で行う災害業務の範囲について

被災地元協会が行う災害業務のうち、広域体制で支援する範囲を検討されたい。

- ・初動対応として運搬車両の提供までの範囲か。
- ・重機、中間処理施設の提供まで含むのか。
- ・処分先まで含むのか。

実際には、被災自治体からの要請内容及び随契期間、被災地元協会の対応能力等を考慮した判断が必要となるが、業務範囲について示す必要があるかも協議されたい。

<想定される災害廃棄物処理業務>

- ・被災地からの廃棄物の撤去作業（車両、重機等）
- ・一次仮置場の管理業務（重機、作業員、事務員等）
- ・一次仮置場から二次仮置場までの運搬業務（車両等）
- ・二次仮置場の管理業務（重機、作業員、事務員等）
- ・二次仮置場から処分先までの運搬業務（車両等）
- ・処分先での処分業務（施設）
- ・事務局業務（契約、経理等）

(3) 被災地元協会に支援してほしい事

次の事項について検討されたい。

- ・事務局の支援（直接的又は間接的支援）※コンサル等へ委託する場合は？
- ・周辺協会参加者の世話役（宿泊場所、駐車場、移動手段等の予約調整役）
- ・周辺協会参加者への経費負担（高速料金、宿泊料金、駐車料金等）
- ・周辺協会参加者が被災地元協会の再委託となる場合の事務支援
- ・業界における標準単価の設定
- ・災害廃棄物処理施設の能力を維持するため、処理後物（再生品）の利用促進
- ・その他